

平成26年12月愛荘町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成26年12月19日(金)午前11時30分開会

- 日程第 1 議案第85号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
- 日程第 2 議案第87号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 3 議案第88号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 4 議案第89号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第90号 愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第91号 愛知川東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第92号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

- 追加日程第1 議案第 98号 財産取得につき議決を求めることについて
- 追加日程第2 議案第 99号 損害賠償の額を定めることについて
- 追加日程第3 議案第100号 損害賠償の額を定めることについて
- 追加日程第4 議案第101号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)
- 追加日程第1 請願第 3号 米価下落等に関する意見書の提出を求める請願について
- 追加日程第1 意見書第 3号 米価下落等に関する意見書について
- 追加日程第2 議埒第 14号 議員派遣について

出席議員（14名）

1番 上 林 村 治 君	2番 西 澤 桂 一 君
3番 伊 谷 正 昭 君	4番 高 橋 正 夫 君
5番 外 川 善 正 君	6番 德 田 文 治 君
7番 河 村 善 一 君	8番 小 杉 和 子 君
9番 本 田 秀 樹 君	10番 瀧 すみ江 君
11番 森 隆 一 君	12番 竹 中 秀 夫 君
13番 辰 己 保 君	14番 吉 岡 忍ミ子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宇野一雄君	教 育 長	藤野智誠君
総合政策部長	林 定信君	住民福祉部長	川村節子君
総務部長	中村治史君	管 理 主 監	北川孝司君
会計管理者	辻 善嗣君	商工観光課長	廣瀬 猛君
収納管理主監	小杉善範君	環境対策主監	北川 徹君
産業建設部長	北川元洋君	教育管理部長	青木清司君
教育主監	上田仁紀君	総務課長	大橋靖子君
福祉課長	岡部得晴君	建設・下水道課長	中村喜久夫君
総合政策課長	上林市治君	生涯学習課長	山本隆男君
農林振興課長	藤居祐司君	住 民 課 長	徳田郁子君

事務局職員出席者

議会事務局長	上 林 忠 恭	書	記	宮 崎 淳
--------	---------	---	---	-------

開会 午前11時30分

◎開会の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） それでは、皆さん、大変ご苦労さまでございます。

ただいまより、平成26年12月愛荘町議会定例会、最終日の審議に入らせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉岡糸ミ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第1、議案第85号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総合政策部長。

[総合政策部長 林 定信君登壇]

○総合政策部長（林 定信君） 議案書20ページ、説明資料20、28ページでございます。彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてでございます。彦根市と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料に基づき説明させていただきます。平成21年10月4日に彦根市と締結いたしました定住自立圏の形成に関する協定の一部について変更をお願いするものでございますが、湖東定住自立圏では協定に基づきまして、平成22年度から平成26年度まで5年間の定住自立圏協定ビジョンを作成いたしましたして、地域全体で医療・福祉・教育など、必要な生活機能の確保に取り組んできたところでございます。

この度、これまでの5年間の総括を踏まえまして、次期ビジョンに反映するための変更をお願いするものでございます。今回変更いたします内容は協定書の第3条に

における連携する取り組みの分野および内容ならびに甲乙、彦根市等の甲乙の役割分担の条項改正でございます。

説明資料概要書の 21 ページで上から 5 行目、1 番、生活機能の強化にかかる政策分野のうち、産業振興で第 3 条第 1 号観光振興、産業振興および交流促進の取り組みにつきましては、びわ湖・近江路観光圏協議会の解散による広域観光の枠組みの変更に伴いまして、当該取り組みの内容および役割分担を改めるものでございます。今後の広域観光圏事業につきましては、従前から 1 市 4 町で連携しておりますびわこ湖東路観光協議会を通じて行うこととなります。また、基本コンセプトにつきましても削除いたしまして、圏域ならではの魅力を活かした体験型観光や滞在型観光の商品づくりという具体的な表現に正すことといたします。

2 点目といたしまして、同じく産業振興で第 1 号のエ（ウ）有害鳥獣の推進の取り組みにつきましては、有害鳥獣による被害報酬を目的に活動し、国からの財政支援がございす湖東地域広域鳥獣害防止対策検討会議における取り組みに移行することに伴いまして、取り組みにつきましての規定を湖東定住圏の協定から削除するものでございます。

次に、2 番目、結びつきやネットワークの強化にかかる政策分野のうち、1 つ目としまして、地域公共交通でございます。それで、第 2 号の（ア）および（イ）でございます。地域公共交通ネットワークの構築につきましては、圏域の 1 市 4 町で組織いたします湖東圏域公共交通活性化協議会を設立し、予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）の運行の開始など進捗状況との整合を図るため、取り組みの内容および役割の分担について改めるものでございます。

次に、第 2 号のイで、湖東三山スマートインターチェンジの整備につきましては、昨年の 10 月 25 日に供用開始いたしまして、アクセス道路の整備につきましても、滋賀県が道路整備アクションプログラム 2013 に続きまして、平成 26 年度から当該事業に着手いたしてございまして、圏域としての活動目的を達成したため、取り組みについての規定を削除するものでございます。

次に、第 2 号のウで、バイコロジー自転車道路の整備促進と自転車道ルートマップの整備につきましては自転車道ルートマップを作成し、また自転車通行帯整備指針となる圏域間のガイドラインが今年度でき上がる予定で、当初の目的を達成しましたので、今後はガイドラインに基づきまして、各市町が各々の事業計画の中で整備するこ

ととなります。

次に、圏域マネジメントの能力の強化にかかる政策提案のうち、同上3号で職員の人材育成および職員の交流につきましては、これまで管理職研修や政策形成能力養成研修など各種の研修を合同で実施して、圏域の職員の職員人材育成に取り組んでいるほか、個別事業の協力ならびに担当者会議など情報交換を行い、一定の交流ができております。人材育成と職員交流は別項目として上がっておりましたが、関連するもので取り組み内容が継続するといったしまして共同研究の機会を設けるなどとして、統合するものでございます。

次に、第3号のウで、コンピュータシステムの共同利用、共同開発につきましては、圏域の4町が県内の6町の枠組みによります自治クラウドとなったことから、共同研究や共同開発につきましては不用となりまして、協定項目から削除するものでございます。以上、3項目の変更および4項目の削除となります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡 兎ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。定住自立圏形成の間、協定の改定に伴って資料を求めました。資料の提出が遅れているという点であったわけですが、私自身は特に公共交通また予約型乗合タクシーの共存性と言いますか、利用性、利便性、こういうものが私自身まず議会においても徹底的に研究を行って、我が町の考え方、実態に合わせてどういうものが必要なのか、私が議会においても、こういったものを研究し、今現在はこの定住自立圏の場において、職員また関係者、そういう人たちに委ねていると、それを持って我々議会として、答えによって乗り合いタクシー、そういうもの、また公共交通機関の変化、そういうものに対して対応せざるを得ないという、現実が起こっています。

私が言いたいのは、実際問題その共通課題について、JRの駅までのアクセス、自家用車の依存をできるだけ減らして行って、どのようにそれをどうフォローするのかということの協議を、共通課題として持っておられるのだろうかというふうに思います。

しかし、実際問題はバスシステムの再編として取り組むということで、赤字路線に対してはどうなるかということで、結果としては自家用車の依存を減らしていきたい。しかし、そのフォローすべき公共交通機関が整備しにくい。この矛盾、ここがしっかり

とその課題に取り組む委員会で、協議会でしっかりと協議をする。

やはり、取り組むべき事業が共通事業が、その公共交通機関の確かに赤字路線が出たりするわけですが、だからと言って短絡的な処置という議論ではなくて、それをどうカバーするか議論を徹底的にやっていただきたいし、議会においてもそういうところをしっかりと研究をして、その協議会に提案できるような、いうふうな議会の姿が今求められているのではないかというふうに思っています。

よって、今言いましたように、質問としては、こうした共通課題と、取り組むべき公共交通分野で取り組める事業、ここに合い矛盾する事項が起こっているわけです。ですから、1つの例として、JRのアクセスが、自家用車に依存していることから、環境負荷、駅前の交通混雑ということの、それをどういうふうに解消するのかということにおいて、バスシステムの再編、バス車両の更新、こうした取り組むべき事業と、どういうふうに整合性を持たせていくのかということ、同時に、予約型乗合タクシーが実際問題こうした課題にどういうふうに答えていけるのか。今日までの協議の中で、そうした協議がされてきたのかどうかだけ、聞いておきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（上林市治君） ただいまの辰己議員のご質問でございますけれども、課題は確かにございまして、解消していくのには非常に難しいと思っておりますけれども、この課題につきましては、私ところだけじゃなしに、全国的に見ましても、そういう課題をお持ちのところはたくさんあると承知をしております。

そのような中で、例えば、国におきましては今現在進めておりますのは、コンパクトシティというような言い方をしておりますけれども、そういうような住民の住む地域も、これからは人口減少に向かって変えていくというようなことで、大きな構想を持っておりますけれども、いざ私のところの町で考えて見ますと、そういったことも大変難しかろうと思っております。

そのような中で、今のご指摘いただきました点につきましては、公共交通活性化協議会という一般の方も踏まえた協議会がございまして、その場で協議をしていくわけでございますけれども、十分今の趣旨を踏まえまして、担当者会等で次期5年間については集中して審議をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 13番、辰己 保君。

○13番(辰己 保君) 13番、辰己。指摘のあったところを十分考えて協議をしていくということの私は、今日的な町議会の議員さんの姿勢はそういう答弁じゃなくて、町としてどういう考え方を持って、そういう協議会に臨んでいるかということが、かなり本町議会での議員さんの発言が多いわけです。

要するに建設的と言いますか、その指摘としては建設的だと言えますのですが、それは当然今言いましたように、議会もそれに応えるように変わっていかなくてはならないし、独自にそういう提案ができるようにしていかないといけない。

行政も同じ事で、実態をどこまでつかんでいるのかということになる。解決が非常に難しい、対応が難しいのだと言っているだけで、実際問題、手のひらに載せる努力をしないと、もう1つ付け加えておくと、人的交流とかいう課題が今あるわけですよ。しかし、人的交流もただ交流するというわけだけじゃなくて、我が町の課題を持って、他の町の良いところをどういうふうに進めているかということ得てくるわけで、人的交流が単に人の交流をしているわけではなくて、我が町の職員が他の町の業務をどうしているのかを捉えて、どう生かすか、そういう人的交流をするわけで、資質の向上を言っているわけです。

だから、私たちも含めて、実態をしっかり把握したうえで、どういう解決策を見出すのか、じゃあそれは広域的取り組みには非常にハードルが高いとか、そうした答えが出てくるわけであって、我が町の考え方をまず持つことを強く進めて行きます。難しければ、難しいから解決策がないのではない、難しいところをどうフォローしていくのかという問題です。

そこを解決していけば、近江鉄道の利用をもっと、もっと、想像ができていくだろうというふうには思います。イベントで、近江鉄道の利便性を高める、それだけではない。日常生活の中で、どう利便性を高めるかということになるわけですから。やはり徹底してやる、職員の皆さんも、また我々ももっとそこでは我が町の状況が1路線なくなっているわけですから、この実態に合わせて、どういうふうに利便性が確保されているかというのは、自ずとして調査をすればわかってくるわけで、それを活かした定住自立圏での取り組み方、市民病院まで本当にどこまでどういうふうに使っていくのか。そうした課題は山積しているはずなんです。

だから、もう少し私が再質問しているのは、実態をつかもうじゃないかという提案、何らかの、ただ単にアンケートだけじゃなくて、どういうもっとつかみ方はあると思

います。その提案をしておきたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 予約型乗合タクシー等につきましては、例えば、町長への手紙であるとか、直接に私どもの総合政策課の方にいろいろご希望の声がございます。そういう部分でできること、比較的簡易なことにつきましては、すぐに提案をして実現するように努めておるところでございます。

今後とも、生活に即したことでございますので、いろいろ住民さんの方から声が出てくることかと思っておりますけれども、そういうことを謙虚に傾けまして、協議会の方に提案してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第85号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第85号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第2、議案第87号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

○住民福祉部長（川村節子君） 議案第87号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決

を求めることについて、ご説明を申し上げます。議案書 24 ページでございます。

愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者を、次のとおり指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求めるものでございます。

1 公の施設の所在地および名称

愛荘町市 731 番地 愛荘町立福祉センター愛の郷

愛荘町安孫子 1216 番地 1 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター

2 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

所在地 滋賀県愛知郡愛荘町市 731 番地

名称 社会福祉法人 愛荘町社会福祉協議会

代表者 会長 成宮純一

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。

愛荘町立福祉センター愛の郷は平成 18 年 9 月から、愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターは平成 19 年 4 月から今日まで社会福祉法人 愛荘町社会福祉協議会が指定管理者として運営をいただいております。

この間、施設の管理業務につきましては経費の節減を図りながら、適正に維持管理をいただいております。また、運営面におきましても、設置趣旨に規定する業務におきまして、医療計画に基づき、業務を遂行され、住民の福祉意識の向上と福祉増進に努められております。

27 年 3 月 31 日をもって指定の期間を終えることから、引き続き指定管理者の指定をお願いするものでございます。

なお、以下につきましては、医療介護総合各法の成立や改正介護保険法等、国の動向に注視しつつ、地域支援事業の円滑な移行を図るため、3 年とさせていただきました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（吉岡 糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2 番、西澤桂一君。

○2 番（西澤桂一君） 2 番、西澤です。この 87 号だけじゃなしに、今日 6 件の指定管理の議決を求めるということで出ておりますけれども、全体を通じてお尋ねをし

ていきたいと思ひます。

と、申しますのは、先ほどの全協の中でも、いろいろと債務負担行為等ありました。その時に見ておりますと、果たして実態をどれだけつかんでいるのかなど、こんな思ひがいたしました。それで、やはり、この6件とも町民の財産を、しかもある程度の費用を支払ってやっていただくということですから、しっかりとした運営に携わらなければならない。また、行政におきまして当然管理者として、そのところをしっかりと把握していかなければならない、こういうように考えております。

そういうことから、指定管理制度の意味と言ひますのは、1つは利用時間の延長など施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上、もう1つは管理運営経費の削減による地方公共団体の負担の軽減、こういうところが、やはりこの意味であると思ひます。

先ほどからの全員協議会を聞いておきまして、そこら辺がどのように感じておられるのかと、こんな思ひで聞いておりました。やはり、私は実情をどのように掴んでおられるのか、そういうようなところでお尋ねをしていきたいと思ひます。

いずれの施設におきまして、やはり条例があります。その中では施設の設置目的とか業務とか、指定管理者による管理がうたわれておきまして、また管理運営規則あるいは指定管理業務の仕様書等が定めておきます。当然に適正に運営されているということは、これらの諸規則をしっかりと守ってやっておられることだろうと思ひますけれども、中にはお客さんに対するところの接遇が悪いとか対応が悪いとか、あるいは掃除が行き届いていない、非常に汚いところがあるとか、こういうような苦情も私どもの方には聞こえてきておきます。

ですから、各施設は決められたことだけをやって、単に守っているというだけではなしに、その役割を十分に理解して、そのところの運営をしっかりとやってもらいたいと、こういうように思ひておきます。ですから、各施設におきまして、このところが適正と判断されたというところについて、どういふようなことを持って判断されているのか、いふように思ひます。

非常に漠然とした、いつも説明ですから、やはり1つはその適正基準をどこに置いているのか、そして、それに対してどういふように判断をしたのか。そういうところが、この議会の中ではしっかりと説明がない、そこらを1点求めたいと思ひます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 西澤議員のご質問にお答えいたします。愛の郷といきいきセンターが1番目にあがっておりますので、たぶん、あとの指定管理に関しても同様ではございますけれども、年1回、これは10月という指定がされておりますけれども、モニタリングを担当課が実施させていただいております。モニタリングの内容につきましては、町の方で統一した様式の中で確認をするということになっております。

今ご質問いただいております住民さんへのサービスの部分、それとともに経費節減の部分の確認をさせていただいているのが主な部分でございます。

また、私の福祉課においては、今あげさせてもらっております2カ所の確認を担当と課長がいつも入らせていただいて、証拠書類等をチェックさせていただいているというような状況でございます。

それと住民さんのご意見に対しては、各指定管理施設においては、ご意見をいただく箱を設置させていただいて、定期的にそれを指定管理の担当課が回収に行きまして、中に書いていただいている事項については、基本的には町が確認して、各施設の方へ指導をしているというような状況になっております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） いきがい、コミュニティ施設につきましても、今福祉課長の説明がありましたように、モニタリング等を見ておりまして、また利用者の声を私ども直接聞いたりもしております。

管理につきましては、とにかくトイレがきれいだということで、よく掃除をさせていただいているということで、そういう施設管理については設備等を含めまして、十分なことができていると判断しております。

また、観光協会ということで、駅を訪れる方々に、いろいろな情報が発信できるように、職員交代勤務でなかなか苦勞していただいていると思うのですが、情報収集に努められておりまして、愛荘町の観光情報等の発信につきましても、一定高い意識でしゃべっておられるというのを聞いておりますので、その辺は愛知川観光協会がこのコミュニティ施設の管理につきまして、指定管理者として適正ではないかというふうに考えております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（廣瀬 猛君） 近江上布伝統産業会館でございますけれども、現在

近江上布伝統産業会館につきましては、近江上布等の展示ならびに紹介等ということで運営していただいております。

目的にあっております、そういう近江上布のPRのために、様々な情報発信をされております。また、観光案内につきましても合わせて、る一ふる愛知川、びんてまりの館と連携をとりまして、そういう来客者につきましても対応しております。

当初、条例の方では休日を日曜日というふうになっておりますけれども、やはり利用者の利便ということを考えまして、日曜日の開館を実施していただいております。

また、経費につきましても削減をしていただいているということ、私の方も確認をさせてもらっておりますし、またモニタリングにつきましても、先ほど福祉課長等説明がありましたようなことも合わせてさせていただいております。住民さんからの接遇に関する苦情も私どもの方には届いておりません。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（川村節子君） 愛知川東小学校区の学童保育所でございますが、モニタリングのほかに、毎月1度、担当職員が会計事務の方の監査を行っておりまして、経費の節減等も見ている状況でございます。

また、運営関係でございますが、利用されている保護者が運営をされているということもございまして、毎月1度、保護者会の方でいろいろな意見を吸い上げながら、事業を運営していただいております。

この愛知川東小学校につきましては、町の条例以外に長期休みですと15分早く開館をしていただいて、保護者のニーズにあった運営をしていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育管理部長。

○教育管理部長（青木清司君） ハーティーセンターにつきましては、過去25年度までの5ヵ年、6月に分析をいたしております。内容につきましては、指定管理の4年間の分析、それから施設の改修、老朽化に伴いますこれからの事前の今後の計画、それから使用料等についての分析、その辺を中心に、最終10月まで分析を行ってきたところでございます。

その内容を加味しまして、今回計画についてご提案をいただきまして、今回議案としてあげさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 今それぞれお答えいただきましたけれども、全般としまして非常に丁寧にやっておられるなというのあれば、非常に大雑把すぎるなというような回答もあったように思います。

やはり、先ほども申しましたように、この26年度で1億余りの予算が組まれているわけです。それだけお支払いをしていくということであれば、もっと私はそこところは丁寧に見ていくべきでなかろうかというように思います。苦情がこちらに上がってきていないから、苦情がない。そんな馬鹿なことはありません。そういう発想じゃなしに、やはり現地においてしっかりと確認をしていただく。

それで、先ほど毎月1回、私はそこまでやっていただいているところもあるんだなという思いはありますけれども、定期的に年1回のモニタリングで果たしてどれだけの実態がつかめるのかというのが、正直な思いです。やはり定期的に業務報告書をもらうなり、あるいは相手方とそういうことに対する会議を開くなり、そういうようなことを繰り返していった中で、こちらのレベルも上がりますし、そして相手方へのいろいろな注文もつけられるし、相手のよいところを延ばすこともできますし、そういうことをやはりして行かないと、そういうことではなかなかやっていけないのではないかなど。

それで、施設を指定管理ということで任したら、それで終わりじゃなしに、しっかりとした町民の財産を、町民のために使っていくという、そういう観点を持って取り組んでいきたいと、行っていただきたいというような思いであります。

そして、もう1点、そのことに対する答えは当然求めますけれども、もう1点、今回の指定管理にありましても、改めた使用許可書を当然受け付けておられると思います。その時に、使用許可書を受け付けるのであれば、今後の経営方針なり、あるいは今申しましたようなことについて、どのような、相手方に対してヒヤをされているのか、何もなしに、単に紙一枚を受け取った、そんな馬鹿なことはありませんので、その辺りについてもお尋ねします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 暫時休憩します。

休憩 午後12時04分

再開 午後12時07分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、順次答弁をお願いいたします。福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） まず、愛の郷といきいきセンターについてです。これは社会福祉協議会さんの方から申請書をいただいております。既に社会福祉協議会さんにご承知のとおり、地域福祉の推進をお願いしているところがございます。それとともに、社会福祉協議会独自で地域の福祉を活性化する、地域の支え合いを守っていくというような取り組みの部分のヒアリングをさせていただいている部分がございます。

それと、先ほどの全員協議会でもお話しました新たな事業についても展開をさせてきているというような確認をさせていただいているところでございます。

2点目のいきがいセンターについて、いきがいセンターにつきましては基本的に施設管理をお願いしている部分でございますので、継続して、シルバー人材センターさんの方で施設管理が適正に行われているかというような形の内容の確認をさせていただいたところでございます。

内容につきましては、老朽化が少し進んできているという部分は見られますけれども、適切に来庁者に接しておられるというような状況の部分等を確認させていただいております。

いずれの愛の郷、いきいきセンター、いきがいセンターにつきましても、月1回報告書をいただいているというような状況になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 愛知川駅コミュニティ施設につきましては、1ヵ月を期間に、年回12回展示会をしていただいております。その機会を利用いたしまして展示を見に行くがてら、問題点であるとか、今かかえている施設面でのこととかを聞くようにしております。

今回、新たな申請にあたりましては、湖東三山館あいしょうという新しい観光施設もできましたので、そういうふうな観光施設のPR、あるいは先ほどございましたけれども、びんてまり館であるとか、近江上布館とか、そういうことの連携等ももう少し意識を持ってやっていただきたいという形で、今回の申請の折りにはヒアリング等という中で注意させていただいたようなことでございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（廣瀬 猛君） 近江上布伝統産業会館につきましては、管理のみのことでございます。それにつきましても、入館者につきましては年々増加傾向で、昨

年度でも 4,300 人を超える来客があり、本来の施設の目的であります近江上布の PR 等にも貢献されておるといふことと、それと経費等につきましても軽減するような傾向を持っておられるといふことと申しております。また、今度あります湖東三山館あいしょうとの関係をもう少し契約の方に上げていただきたいといふことの依頼をして、経営方針についてももう少し入れていただくといふことと申しております。以上です。

○議長（吉岡 糸子君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（川村 節子君） 東小学校区学童保育所の件でございますが、9 月にもお認めいただきましたとおり、学童補助員につきましては、今までガイドラインでございましたものが、条例の方になっておりますことから、児童福祉法に基づいた事業の展開をお願いしているところでございます。

指定管理にあたりましては、事業計画書によりまして事業の目的、運営の方針、それから事業運営計画といふことで従事されている職員の配置、人員、資格および職務の内容、それから指導者の研修や資質向上への取り組み、自己評価の公表、被害における消火や訓練の計画など、それぞれ計画に基づいた事業が実施できるかをヒアリングにより確認をさせていただいて、計画書を出していただいております。

決定いたしました後につきましても、しっかりとこの計画書に基づき事業が遂行できるように助言指導してまいりたいといふふうに考えております。

○議長（吉岡 糸子君） 教育管理部長。

○教育管理部長（青木 清司君） ハーティーセンター秦荘の指定管理につきましてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、6 月 26 日に指定管理に関しますそれぞれの分析等について実施をさせていただいております。

その場合、ハーティーセンターの指定管理の審査基準といふのを設けまして、教育長を委員長とする審査会を設けました中で、それぞれ分析をさせていただいております。

内容につきましては、先ほどいいました施設の内容、それから、あと入館者それからご利用をいただいております団体、そしてまた減免団体の推移、そういったものを勘案しまして、今回の仕様にに基づき提案をしていただいたものでございます。

特に一般財団法人化をしていただいたといふことで、その辺の経理につきましても、内容については吟味をさせていただき、特に経理士等を導入をいただいて適切な経営

管理をしていただくように指導をしているところでございます。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 今、いろいろとご答弁いただきましてありがとうございます。そこで総務部長に1つお尋ねするんですけども、やはり聞いておりますと、だいぶん取り扱いについて、各部署で差があるように思います。温度差があります。

それで、やはり、ここの指定管理のところについて、対応の仕方あるいは実態の把握の仕方とか報告の仕方、その辺りはきちんとして町としてまとめられた方がいいのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） お答えいたします。先ほど来、モニタリングにつきましても、関係の課長からお答えしたところですが、モニタリングの共通の仕様につきましては総務課の方で作成をしております。必ず年1回、秋にはモニタリングをして、その報告を総務課の方で集約しております。それを見まして、当然書きぶりが弱いところもございまして、それは個別に指導は入っておりますし、議員から先ほど来、お示しいただいているように、公の施設でございます。不特定多数の方がご利用になる施設ということでございまして、その辺についてはしっかりと対応していきたいと思っております。

特に、今ほどの各担当部課長の方からお答えをさせていただいているのですが、答え方が私もちよっと聞いておりました弱いところもあるというのは、十分承知をしておりますので、さらに徹底をして行きたいというふうに思います。以上です。

○2番（西澤桂一君） 終わります。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第87号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員です。よって、議案第87号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は1時15分といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後12時16分

再開 午後 1時15分

○議長（吉岡糸ミ子君） 先に報告をさせていただきます。総務課長が諸般の事情により欠席されますので、報告しておきます。

休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第3、議案第88号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

○住民福祉部長（川村節子君） 議案第88号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについてご説明を申し上げます。議案書25ページでございます。

愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

1 公の施設の所在地および名称

愛荘町安孫子1216番地1 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンター

2 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

所在地 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子1216番地1

名称 公益社団法人 愛荘町シルバー人材センター

代表者 理事長 村木重一

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターは平成22年4月から愛荘町シルバー人材センターが指定管理者として、施設の清掃、設備の点検を適正に維持管理いただいております。平成27年3月31日をもって指定の期間を迎えるため、引き続き指定管理者の指定をお願いするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第88号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員です。よって、議案第88号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第4、議案第89号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総合政策部長。

〔総合政策部長 林 定信君登壇〕

○総合政策部長（林 定信君） 議案第89号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、議案書26ページをお願いいたします。

平成27年3月31日をもって期限が満了いたします愛知川駅コミュニティ施設の指定管理につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

1 公の施設の所在地および名称

1、愛荘町市 895 番地 3 愛知川駅コミュニティハウス

2、愛荘町市 871 番地 2 愛知川駐車場

2 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

所在地 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72 番地

名称 愛荘町愛知川観光協会

代表者 会長 西澤基治

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

引き続き、愛知川観光協会にお願いするものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡 糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡 糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡 糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 89 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡 糸ミ子君） 全員起立であります。よって、議案第 89 号 愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第 90 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡 糸ミ子君） 日程第 5、議案第 90 号 愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

〔産業建設部長 北川元洋君登壇〕

○産業建設部長（北川元洋君） それでは、議案第 90 号 愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについてご説明をさせていただきます。

す。

愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

1 公の施設の所在地および名称

愛荘町愛知川13番地7 近江上布伝統産業会館

2 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

所在地 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川13番地7

名称 滋賀県麻織物工業協同組合

代表者 理事長 川口徳太郎

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

本施設につきましては、施設管理業務を指定管理として行うものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第90号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員です。よって、議案第90号 愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第6、議案第91号 愛知川東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

○住民福祉部長（川村節子君） 議案第91号 愛知川東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、ご説明させていただきます。議案書28ページでございます。

愛知川東小学校区学童保育所の指定管理者を、次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

1 公の施設の所在地および名称

愛荘町豊満 573 番地 愛知川東小学校区学童保育所

2 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

所在地 愛荘町豊満 573 番地

名称 い〜すとキッズ育成会

代表者 会長 池田朋子

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

愛知川東小学校区学童保育所は平成17年1月から今日までい〜すとキッズ育成会が指定管理者として運営いただいております。その間、施設の管理業務につきましては、経費の節減を図りながら、適正に維持管理いただいております。また、事業運営面でも指導員の確保をされ、定期的に保護者と指導員が育成会議を開催し、児童や保護者のニーズに応じた運営に努められております。

平成27年3月31日をもって指定管理の期限を迎えることから、引き続き指定管理の指定をお願いするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第91号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員です。よって、議案第91号 愛知川東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第7、議案第92号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育管理部長。

[教育管理部長 青木清司君登壇]

○教育管理部長（青木清司君） それでは、議案書29ページ、議案第92号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、お願いをするものでございます。

愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者を、次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものでございます。

1 公の施設の所在地および名称

愛荘町安孫子822番地 愛荘町立ハーティーセンター秦荘

2 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

所在地 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子822番地

名称 一般社団法人 愛荘町文化協会

代表者 代表理事 久保川秀夫

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5ヵ年となります。

よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第92号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第92号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後1時29分

再開 午後1時30分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議案4件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、議案4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第1、議案第98号 財産取得につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。管理主監。

[管理主監 北川孝司君登壇]

○管理主監（北川孝司君） 議案第98号 財産の取得につき議決を求めることについてをご説明をさせていただきます。

議案書1ページをご覧くださいと思います。購入を5年以上経過し、保守耐用期限を超過しました情報系パソコン 60 台の更新のため財産取得するものでございます。

財産の取得につき議決を求めることについて、次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

- 1、取得の目的 平成26年度物品第208号 愛荘町情報系パソコン購入
- 2、取得の方法 指名競争入札
- 3、取得金額 820万8,000円
- 4、取得相手方

住所 京都府京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3

氏名 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役 西垣 亨

でございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹。質疑をさせていただきます。先の全員協議会でも質疑をさせていただきましたが、今回、指名競争入札ということで、入札の調書結果を見させていただきますと、16社の指名競争入札ということでございますが、辞退がその中で11社と、3社が予定の価格の超過ということになって1社のみが入札となりましたが、先ほど説明の中でも購入後5年は経っているのだということと、今回60台の情報系のパソコンを購入されるということですが、これだけの辞退が大変多くなっておるということで、再度どのように考えておられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 管理主監。

○管理主監（北川孝司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

入札結果では辞退が多いということで、指名している業者につきましては、内容等も精査しまして、辞退のないように、次回からは指名する時には精査していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹。全員協議会でも主監の方から説明があったんですが、辞退をされた理由として60台のパソコンの事業系のそれが入らないとかいう説明もいただきました。ならば、このような指名競争入札するのはいかがなものかと、指名願いを出すにあたっては、それなりの条件等も添えながら、各業者が指名願いを出しているということは、本来の指名願いではないのかなと思っております。町からの要望にあった指名願いがパソコンの購入ができないという業者では、今後指名願いも、どうかなという部分も考えます。

そこで、また全員協議会の中でもお話をさせていただきましたが、この予定価格が910万円になったということは事後公表されておりますが、そこまでに至る経過、全員協議会の中での説明でも、その主となる見積もりが1業者のみだったということが、答弁をいただきました。それが本来の適正なやり方の予算取りで入札執行されたのか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡 兎ミ子君） 管理主監。

○管理主監（北川 孝司君） 今のご質問にお答えいたします。

指名して辞退された業者が多いということで、辞退理由等も検討し、次回についてはそこら辺は精査していきたいと思います。また、入札までの経緯としまして、予算取りということで1社で見積もりを取らせてもらって、予算申請をしたということでございますが、これにつきましては、あくまで予算取りということで取らせていただいたところなのですが、今言われますように、やはり数社見積もり取らせていただきまして、それによって予算の資料をつくっていくのが適正だというふうに考えておりますので、本当に申し訳なく、次回から数社の見積もりを聴取していった適正な予算額の算定資料としていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉岡 兎ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田 秀樹君） 言葉をひらうわけじゃないですが、あくまでも予算取りだという答弁だったですね。「あくまで」はないのです。今日まで入札されるにあたって、いろいろなことを勉強もされると思いますし、各原課によっては工事ごとのいろいろな資材とか、そういう部分については何社も見積もりを取っているのはご存じだと思うので、次回からそういうのをお願いしますというのは、私はなかなか理解はできない。

ただ、言うのは、今日までいろいろな特別委員会を設置をさせていただいた中でも、この業者が必ずいろいろなところで入っている。なぜかな、この業者が入るたびに辞退がほとんど多い、というのが、今日まであったと思うのです。

ただ、申し訳ないですむのでしたら、本当にいいと思うのですけれども、これが本当に競争性があるのか。ただ全員協議会の中でも、メーカー1社のみでしたよね。ほかのパソコンのメーカーも多々あるのに、そこだけしかとらない。それをそこからの予算取りだけでは私は納得ができないのですよ。もっと、いろいろな競争性がある、

指名に競争入札にしているのだったら、いろいろなやり方もあると思うし、町のための財産ですので、そんな高値とか、そんなことは私はどうかなと思うのです。すみませんで済めば、本当にいいのですが、私の気持ちとしてはもう一度、いろいろな今後の入札でも調べないといけないのではないのかなという気持ちに、またなってきたんです。

本当にこれだけならこれだけが1社だけの原課の1社見積もりをしているのか。従来どおりの平均を取るために2社、3社、5社とかいう見積りを取りながら、予算執行までいく、入札までいくまでのことをされているのか。その疑念がまた出てきたんです。

皆さん、町民の税金を預かるならば、もっとそのようなことを考えてもらわないと、ほかの原課は知りませんよ、取られているか、取られていないかは。ただ1点、最後にそういういろいろな法に引かかるか、引かからないか、その部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 管理主監。

○管理主監（北川孝司君） ご質問にお答えいたします。予算の1社、見積もりを取りまして、仕様につきましては基準費でありますけれども、同等品もいけるというような条件をしておりますので、どのメーカーでもいけるということしております。

また、結果として、以前から同じ業者が落としているという結果につきましては、一応うちの方としましても、公正取引委員会に確認をとったところ、法律上、一般的に問題はないということで聞いているところでございます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。今質疑の中でありました。当然、答弁でも今後そうした問題は是正をして行きたいという答弁がありました。私は確かに入札そのものの執行されて、当然、応札があつて、そうした処理の状況で落札者が決まるということにおいては別にこれを否定するわけではないのです。ただ、この議案の説明の席上と、今のこの本会議場での答弁で、要するに広告するまでの事務手続き上、何を言わんとするかと言えば、最初から60台調達できない業者を指名して、それがどうであるのかということは自ずで問われると思います。今後改正しますという問題ではなくて、それが今の質疑の中にもあつたように、以前からこういう傾向があつたわけですから、チェックの早い段階のチェックはできたと考えるわけです。

なおかつ、結果は今もう出ているように、棄権者が1社、予定価格の超過者が3社、落札者が1社ということ、結果こういう状態、確かに入札執行においては、結果としては予定価格を超過したものが3社もいて、まあ一応落札者が一番適正価格を示したということで、落札になったということで問題はないのだけれども、しかし、行政の指名する段階で、これが問われているのに、この入札そのものが業者じゃなくて、行政の方に問題が問われているのじゃないか、この結果は。

辞退は相手の問題ですから、それは知りません。ですから、私はこの過去にもこういう事例があって、一定これに対して問題提起が過去にもあったと思うのです。ですから、今回のこの入札の広告もしくは指名というのか、指名をするまでにどうであったのかというところを質疑を行って、答弁をいただいてから、私はこの点については、この入札については不可解、もう少し不可解であるので、執行部に対して、議場の採決に対しては退席をさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 管理主監。

○管理主監（北川孝司君） ただいまのご質問にお答えします。

パソコン購入につきまして、どうしても機能がたくさん必要なパソコンということで、これの購入につきましては、以前も辞退が見られました。今回もまた辞退がおきないようにということで、指名の範囲を広く、近隣の県まで広げて見直して指名をさせていただいたところでございます。

入札参加資格申請の中には、情報機器の販売という項目しか情報がございませんでしたので、それしかうちの方で判断できなくて、その提案されておられますその情報を基にして、広く指名をさせていただいたところでございます。結果として、このようになりましたので、それについては指名については、広くというふうには思いましたけれども、それについてはさらに精査しながら検討したいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑ございませんか。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。この辞退をされている業者、今日までから今回だけやないと、こういうふうに思っておりますけれども、その点はどうか。

また、この辞退について、辞退理由を今日まで、この業者、全体ではありませんけれども、何回か辞退、辞退という傾向が見られたと、あまりにも辞退、辞退では、そ

の理由がなぜか。ただ、台数が揃わないでとかいうようなことは、私は辞退理由にはならないというふうに思っておりますし、先ほどから質疑の中で、見積りの段階でも1社であったというようなことから、そこらのところをずっと中身を見ておりますと、辞退の理由というか、県でも同じことが言えると思いますが、あまりにも辞退が何回も続くと、その理由を述べなさいと、辞退の理由を、こういうようなことになっておりますけれども、今回、辞退理由は各々の業者が出ておったのか、出ていないのか。

再度、同じような質疑になりますけれども、法的というのか、公取の関係ですね、そういうようなことを聞いて、別にそれに対しては何ら問題はないという答弁であったかなというように思いますけれども、再度その点を答弁をもらっておきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 管理主監。

○管理主監（北川孝司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

辞退理由につきましては、辞退する場合は辞退書を出していただいております。辞退書には理由ということで、「60台という台数が確保できない」とか、「使用の機器が数が揃わない」とか、「納期が間に合わない」というような辞退理由等でございます。

辞退書が出てきて、会社側の方で意思表示をされたということで、辞退届の理由につきましては、物が入らないというようなことだと、こちらも発注もできませんので、この理由で、こちらとしては理解をして受理しております。

同じような、前回と同じように辞退をされているところにつきましては、すべてではないですが、こちらの方も理由についても時期的なものとか、ちょっとそこら辺についてはわからないのですが、事業者の方で理由を書かれて出されているというようなことでございます。

法的なものでございますけれども、入札に対しましては、独占禁止法という法律でございまして、町が行っています一連の事務内容につきましては、独占禁止法には問題がないというふうに聞いているところでございます。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑ございませんか。9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹。予定価格が910万円となっていると思うのですが、落札710万円ですか、60で割ると、1台当たりが11万8,000何がしになってくると思うのですが、これが高いか安いかわかりませんが、主監として、これは高いか安いかわかりませんが、お聞きしたい。

それと1社のみの見積もりだけでは、今私が言ったように、高いか低いかの精査ができると思いますか。持ってきたメーカー1社だけの見積もりが、それで予算取りから入札執行までされたということですが、それが高いのか安いのか、何も精査できていないわけでしょう。それではどうかなと思うので、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 管理主監。

○管理主監（北川孝司君） 予算取り1社ということで、標準見積もりを取らせてもらいました。それにつきましては予算ということで査定を受けまして、最終予算額が決定されて、その予算額をもとにして仕様書をつくっていくということになります。

金額的に高い安いという話ですけれども、うちの方でつくらせてもらった予定価格よりも安価に入っているということで、そのようなふうに認識しているものでございます。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 今も安価に入っているという言葉出ましたけれども、何を基準として安価に入っているのですか。11万何がしは私は高いと思うのです。あなたの安価、根拠を教えてください。

ただ、1社だけの、業者1社だけの見積もりなんですよ、対比するものは何もないのですよ。安価とかを言うということは、何か調べているのですか。私が逆だったら、高いとか安いとかいう話は何も言えませんわ。何も基準ないのですもん。右見ようが左見ようが、見積もりが前の1社かないので、そういう答弁どうかと思いますよ。安価ということは。

パソコンのことは詳しくわかりません。値段とかわかりませんが、管理主監ですので、今日までいろいろな入札をされているので、パソコンのことはよく知っていると思うし、値段的にも1台で割れば単価が出てくると思うので、ただ今回は何もないわけでしょう、対比するものが、それでそういう答弁はどうかと思うのですが、再度お聞きいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 管理主監。

○管理主監（北川孝司君） 質問にお答えいたします。

あくまで入札時につきましては設計し、その金額を基にして予定価格を算定しているものでございます。その予定価格に対しまして、入札ということで、その予定価格

より低いところの一番最低の価格を提示された事業者の方で落札というふうにしております。あくまで予定価格というものを設計して基準額というふうに思いますが、物品については見積もりを聴取したり、あと他の銘柄の金額を提示されている資料等がホームページやインターネット等でもありますので、そちらの方も参考にしておりますけれども、それを参考として予定価格というものを算定しております。

その予定価格よりも4社提案されまして、そのうちの中の予定額以下で一番安価なところが今回落札されたということになりますので、そういうことから言うと、予定価格以下で金額を出されたということになっていますので、それで安価というふうにお答えいたしましたところでございます。以上でございます。

○9番（本田秀樹君） 私の質問の答弁になっていない。何度も質問しますよ。

○議長（吉岡糸ミ子君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時13分

○議長（吉岡糸ミ子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。管理主監。

○管理主監（北川孝司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

予定価格につきましては、富士通の方から見積もりをとらせていただいて、その見積もり価格を参考にして設計書をつくらせていただきました。その基準価格というか、それを基にして予定価格を算出しまして、入札をしたということでございます。

金額につきましては、先ほど言いましたように、予定価格の基となる設計額がありますので、それと比較して提案された金額が安価であったためにということで、今回この結果としてでましたので、落札決定ということでさせていただいたところでございます。以上でございます。

○9番（本田秀樹君） 1社だけなので何も対比するものはないのでしょうか。今の話ですと12月15日が入札執行でしょう。予算取りは昨年1年ほど前を見積もりと違いますか。それがずっと動いてきているのでしょうか。それが高いか安いかわからないでしょう。

○議長（吉岡糸ミ子君） 暫時休憩します。30分まで休憩します。上田主監の方が所用のため欠席をされます。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時30分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。管理主監。

○管理主監（北川孝司君） ご質問にお答えいたします。

見積もりを取らせてもらいましたところは、富士通マーケティング株式会社という富士通の会社の方で見積もりを取らせていただいております。この見積もりを基に予算の査定があったということなのですけれども、1年前、25年の11月ですので、その金額は一旦しておりましたので、今年度するつもりでは、ホームページ等で型番等があるかどうかという確認をさせていただきまして、定価等も確認し、見せていただきました。今回1社しか通っていないということで、これについては誠に申し訳ございません。やはり、数社のメーカーから見積もりを取って、それを基にして予算化していき、どのメーカーでもいけるような金額を査定に出して、予算化していきたいということで考えております。申し訳ございませんでした。

○議長（吉岡糸ミ子君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第98号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立多数です。よって、議案第98号 財産取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第2、議案第99号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

〔産業建設部長 北川元洋君登壇〕

○産業建設部長（北川元洋君） それでは、議案第99号 損害賠償の額を定めることについて、ご説明をさせていただきます。

損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

相手方 滋賀県愛知郡愛荘町中宿 88 番地 大橋弘義

事故の概要でございます。平成 26 年 1 月 15 日午前 6 時 45 分頃、相手方所有の自動車を所有者本人が運転中、町道石橋・沓掛線（沓掛 285 番地付近）の陥没箇所にて右前後輪が落ち、ホイール等に損傷を与えたものでございます。

損害賠償金 2 万 7,000 円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。7 番、河村善一君。

○7 番（河村善一君） 道路の管理が不行き届きだったのではないかとこのことを思います。だから、今後、早急なる道路の管理あるいは維持管理に努めてもらいたと思います。その対策をどのようにとられるのか、答弁願いたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北川元洋君） 道路のこうした陥没等による管理でございますけれども、職員等が現場等へ外出して公用車で運転中、また私用車でも運転中で町内を走っている場合、そういう場所を見つけた場合は、すぐさま報告しということで原課の方では対応をさせておるところでございます。

また、職員全体におきましても、そうして町内を走った場合に、陥没等が発見された場合は、原課の建設下水道課の方に 1 報をするようにということで職員の掲示版にも掲示したところでございます。

また、臨時職員さんも週 3 日雇用をしております、そうした陥没箇所の補修また見回り等もお願いしておるところでございます。ただ、全体路線数が大変多くございますので、すべてにということではございません。また、集落の地元、自治会長さん等からも、そういう箇所が発見されたということであれば、早急にそうした臨時職員さんに対処を願っているところでございます。今後もそうした形で早急な対応ができるように体制を整えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 7 番、河村善一君。

○7 番（河村善一君） この議案の 99 号、次の 100 号についてもですけれども、土曜日・日曜日に起こった事故でもあります。これから年末の時期に起こる場合も起こり得ますけれども、その休日あるいは年末の時に起こった場合においても、ちゃんと

した対応、あるいはそれをできるのかどうか、そのことについても答弁を求めておきたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北川元洋君） 平日の部分につきますと、すぐに職員が勤務しておりますので対応可能なのですけれども、休日となりますと職員の部分も待機しておるわけではございませんので、すぐにの対応はなかなか難しいところもございますけれども、こうした部分で大事故に通じない、おそれがおきないよという事で、その辺につきましては瞬時、原課の課長を通じまして、手の空いておるといのか、そうした職員をすぐに連絡を取りまして、応急措置をさせるということになっております。ですから、休日については多少のタイムラグはあると思いますが、できるだけ早く対応してまいるように進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第99号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員です。よって、議案第99号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第3、議案第100号 損害賠償の額を定めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

〔産業建設部長 北川元洋君登壇〕

○産業建設部長（北川元洋君） 議案第100号をご説明させていただきます。損害賠償の額を定めることについてでございます。

損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

相手方 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 382 番地 13 山本長治

事故の概要 平成26年11月16日午前11時40分頃、相手方所有の自動車を所有者本人が運転中、町道石橋・沓掛線（沓掛 285 番地付近）の陥没箇所にて右前輪が落ち、ホイール等に損傷を与えたものでございます。

損害賠償金 2万2,680円でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第100号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員です。よって、議案第100号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第4、議案第101号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長（中村治史君） それでは、議案第101号を説明させていただきます。

議案書4ページをお願いいたします。議案第101号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）、まず、歳入歳出予算の補正であります。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億4,884万1,000円とするものでございます。

また、債務負担行為の補正として、第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、議案書の6ページ、「第2表 債務負担行為補正」につきまして説明をさせていただきます。

まず、上段から愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター指定管理料につきましては平成27年度から平成29年度まで2億4,500万円を、続きまして、愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理料につきまして平成27年度から平成31年度まで127万5,000円を、続きまして、愛荘町愛知川駅コミュニティ施設指定管理料につきまして平成27年度から平成31年度まで3,704万5,000円を、愛荘町近江上布伝統産業会館指定管理料につきまして平成27年度から平成31年度まで1,869万5,000円を、続きまして、愛知川東小学校区学童保育所指定管理料を平成27年度から平成31年度まで2,200万円を、愛荘町立ハーティーセンター秦荘指定管理料を平成27年度から平成31年度まで1億5,633万円を、続きまして、健康増進事業を平成27年度に2,058万8,000円、結核健診事業につきまして平成27年度318万6,000円を、特定健康診査事業を平成27年度1,209万円、幼稚園送迎バス管理運営事業、3年保育に伴います分でございます、平成27年度から平成31年度まで1,426万を、学校関係の健診業務につきまして平成27年度527万2,000円を補正をお願いするものでございます。

続きまして、事項別明細書におきまして詳しく説明をさせていただきます。8ページをお願いします。まず、歳入からでございます。諸収入雑入総務費雑入につきましては、全国町村総合賠償補償保険金5万円を、続きまして、歳出でございます、総務費一般管理費補償補てん及び賠償金につきまして、損害賠償金として5万円の補正をお願いするものでございます。

以上、補正予算の説明といたします。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹。質疑をさせていただきます。ちょっと確認ですが、債務負担行為の補正であります、幼稚園の送迎のバスの管理運営事業が平成27年度から平成31年度までの5年間ということで、バス2台のリース5年間分だとお聞きしていますが、今からリース会社を選定されるのかわかりませんが、この

27年度に間に合うのか、間に合わないのか、その点をお聞きしたいのと、また今走っておりますバスと同等のものが走るのか、その仕様についても答弁を願いたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育管理部長。

○教育管理部長（青木清司君） ただいまご質問をいただきました。債務負担のうち、幼稚園の送迎バスでございますが、現行のバスに追加を、3歳児分を追加をいたしまして、それぞれ1台ずつということで考えております。

だいたい発注をいたしましてから、6ヵ月から8ヵ月ほど、その製品の完成にかかるということで、27年度の新年度予算では2学期からその開始を予定しております。

その開始時期に間に合わないことから、債務負担をお願いし、発注をお願いするものでございます。期間につきましては5年間のリースということで5ヵ年リースを見据えた形でのバスの発注ということになっております。

それと、仕様の件でございますが、現在使用をしておりますバスと同様のもの、それとサイドにあしろうさんのマークを入れさせておりますが、そういったものも同様のものので発注をいたしたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第101号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第101号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時46分

再開 午後2時46分

○議長（吉岡 𠂇ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま請願 1 件、議堤 1 件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡 𠂇ミ子君） 異議なしと認めます。よって、請願 1 件、議堤 1 件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎請願第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡 𠂇ミ子君） 追加日程第 1、請願第 3 号 米価下落等に関する意見書の提出を求める請願についてを議題とします。

お諮りします。請願第 3 号については、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡 𠂇ミ子君） 異議なしと認めます。よって、請願第 3 号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案について紹介議員の説明を求めます。4 番、高橋正夫君。

〔4 番 高橋正夫君登壇〕

○4 番（高橋正夫君） 請願第 3 号

請願書

平成 26 年 11 月 19 日

愛荘町議会 議長 吉岡 𠂇ミ子様

請願者 滋賀県彦根市川瀬馬場町 922 番地 1

東びわこ農業協同組合

経営管理委員会会長 小林喜代三

滋賀県愛知郡愛荘町島川 237 番地

滋賀県農政連盟愛知中部支部

支部長 廣島久平

紹介議員 高橋正夫

米価下落等に関する意見書の提出を求めることについて

請願の趣旨および理由

26年産水稻の10月15日現在の全国の作況指数は101の平年並みで、米の需給は引き続き緩和基調で推移しています。このような状況の中で国は26年産米の過剰米対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ）のみで対応する方針であり、26年産米は出回りから、かつてない水準にまで価格が下落し、生産現場では大きな不安と混乱が広がっています。

また、大幅な米価下落に加えて、日照不足、長雨、台風等により、10月15日現在の本県の作況指数は97のやや不良となり、滋賀県産米の10月20日現在の1等米比率は52.8%となり、特にコシヒカリにおいては1等米比率が39.9%となっているなど、水稻への質量両面で大きな被害を受けました。

加えて、26年産米からの米の直接支払交付金の半減等による所得の減少によって、再生産可能な農業経営の継続が脅かされる等、農業者の資金繰りへの影響も懸念されます。

27年産米以降についても、主食用米の需要の減少（毎年年間で8万トン）や、政府備蓄米の枠の減少（5万トンの減少の予定）などを踏まえると、作況によっては需給緩和が更に拡大することが懸念されています。

とりわけ、米を中心とする本県農業（特に担い手経営体）にとっては、農業収入および農業経営への打撃は深刻であり、こうした状況を国が放置すれば、農林水産業・地域の活力創造プランに示されている農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させる目標の実現が不可能になることは明らかです。

つきましては、以上を踏まえ、地方自治法第99条の規定に基づき、下記の事項を内容とする意見書を政府および関係機関に提出されるようお願いします。

記

1、過剰米の市場隔離（備蓄米の適正水準の見直し、発展途上国等への支援等）に向けた対策や、米の需要拡大に向けた消費拡大対策を講じること。

2、26年産米で予想される収入減少に対して収入減少影響緩和対策（ナラシ）交付金の早期支払いと2割以上の収入減少に対しては国が補てんすること。

3、資金繰りに影響のある農業者に対する緊急融資等に向けた対策を早急に講じること。

以上

議員の皆さまにおかれましても、以上の趣旨を踏まえましてご賛同くださいますよ

う、お願いいたします。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、請願第3号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、請願第3号 米価下落等に関する意見書の提出を求める請願については、原案のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時13分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま意見書1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎意見書第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第1、意見書第3号 米価下落等に関する意見書についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。4番、高橋正夫君。

〔4番 高橋正夫君登壇〕

○4番（高橋正夫君） 意見書第3号

平成26年12月19日

愛荘町議会 議長 吉岡忍ミ子様

米価下落等に関する意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する

提出者	愛荘町議会議員	高橋	正夫
賛成者	同	上林	村治
賛成者	同	西澤	桂一
賛成者	同	伊谷	正昭
賛成者	同	外川	善正
賛成者	同	徳田	文治
賛成者	同	河村	善一
賛成者	同	小杉	和子
賛成者	同	本田	秀樹
賛成者	同	瀧	すみ江
賛成者	同	森	隆一
賛成者	同	竹中	秀夫
賛成者	同	辰己	保

米価下落等に関する意見書

26年産水稻の10月15日現在の全国の作況指数は101の平年並みで、米の需給は引き続き緩和基調で推移しています。このような状況の中で、国は26年産米の過剰米対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ）のみで対応する方針であり、26年産米は出回りから、かつてない水準にまで価格が下落し、生産現場では大きな不安と混乱が広がっています。

また、大幅な米価下落に加えて、日照不足、長雨、台風等の影響により、10月15日現在の本県の作況指数は97のやや不良となり、滋賀県産米の10月20日現在の1等米比率は52.8%となり、特にコシヒカリにおいては1等米比率が39.9%となっているなど、水稻への質量両面で大きな被害を受けました。

加えて、26年産米からの米の直接支払交付金の半減等による所得の減少によって、再生産可能な農業経営の継続が脅かされる等、農業者の資金繰りへの影響も懸念されます。

27年産米以降についても、主食用米の需要の減少（毎年年間で8万トン）や政府

備蓄米の枠の減少（5万トンの減少の予定）などを踏まえると、作況によっては需給緩和が更に拡大することが懸念されています。

とりわけ、米を中心とする本県農業（特に担い手経営体）にとっては、農業収入および農業経営への打撃は深刻であり、こうした状況を国が放置すれば、農林水産業・地域の活力創造プランに示されている農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させる目標の実現が不可能になることは明らかです。

よって、愛荘町議会は、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

1、過剰米の市場隔離（備蓄米の適正水準の見直し、発展途上国等への支援等）に向けた対策や、米の需要拡大に向けた消費拡大対策を講じること。

2、26年産米で予想される収入減少に対して収入減少影響緩和対策（ナラシ）交付金の早期支払いと2割以上の収入減少に対しては国が補てんすること。

3、資金繰りに影響のある農業者に対する緊急融資等に向けた対策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月19日

滋賀県愛知郡愛荘町議会

宛先は、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣宛てでございます。ありがとうございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、意見書第3号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、意見書第3号 米価下落等に関する意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議提第14号の上程、説明、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第2、議提第14号 議員派遣についてを議題に
します。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、議提第14号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） これで、本定例会に付された日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

町長。

◎閉会のあいさつ

○町長（宇野一雄君） 今議会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと存じます。

今議会で提案させていただきました案件は、追加案件を含めまして、衆議院議員総選挙の執行にかかる平成26年度補正予算、愛荘町一般会計補正予算の専決処分の承認案件1件、改正条例案件5件、定住自立圏形成協定変更案件1件、町道路線の認定案件1件、指定管理者の指定案件6件、平成26年度愛荘町一般会計補正予算をはじめ愛荘町各特別会計補正予算6件、財産の取得案件1件、損害賠償の額を定める案件2件につきまして、慎重なご審議をいただき、すべての案件につきまして、可決および承認をいただきました。誠にありがとうございます。

本年は本議会冒頭の提案趣旨説明の中で申し上げましたが、天候不順や異常気象などによりまして、自然災害の脅威を改めて認識した年でありました。局地的豪雨、台風、火山の噴火など大災害が発生し、多くの方々の尊い命が奪われ、また怪我や家屋の倒壊など多くの方々が被災されました。

また、12月に入りまして、5日以降の日本列島における強い冬型の気圧配置や一

昨日からの爆弾低気圧の影響で、日本海側や四国に大雪をもたらすとともに、7日には北海道江差町で最低気温が氷点下 22.7 度を記録するなど、北海道から九州の広い範囲で、この冬一番の厳しい冷え込みとなりました。

これらの冷え込みと大雪の影響で、徳島県三好市の山間部では倒木などにより停電と集落が孤立状態となり、徳島県で2人の死亡が確認され、富山県と福井県で雪の影響と見られます交通事故により、4人の死亡が確認されるなど、全国的に積雪によります停電や道路の停滞などの被害が出ております。

本県におきましても、12月6日に長浜市余呉町柳ヶ瀬で 50 cmの積雪が確認されております。現在はそれ以上になっておりますが、本町におきましては昨日積雪がございまして、初雪は例年より1週間程度早いようございまして、雪寒対策には万全を期してまいることといたしております。

次に、愛荘町湖東三山館あいしょうの来館者数でございまして、去る11月1日にオープンいたしまして約1ヵ月半が経過いたしました。オープンより12月14日現在までの38日間の総来館者数は4万 5,820人で、1日当たりの単純平均をいたしますと約1,200人となりました。9月議会閉会のあいさつの中で報告させていただきました時には、オープン後9日間で単純平均1日当たり約1,900人と報告いたしておりますが、1日当たり約700人程度減っております。紅葉シーズンが終わり、冬場を迎え、客足が遠のいたものと考えております。これから冬場をどのように乗り切るかが課題でございまして、指定管理者とともに今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

今議会に賜りました貴重なご意見やご提言を踏まえまして、職員ともども誠心誠意、これらの事務執行にあたってまいることといたしております。今後とも変わらぬご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、平成26年もあと10日余りとなりました。毎年冬になりますと流行し始めるのがインフルエンザでございまして。東京都内を中心に流行し始めており、平成26年はインフルエンザが大流行しそうな兆しが見えてきたと報道もされております。これから寒さも一段と厳しくなります。

議員各位におかれましては、健康にご留意されまして、新しい平成27年の新年をご家族ともども健やかに迎えていただきますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉岡あみ子君） 皆様におかれましては、早朝より大変ご苦労さまでございました。今年もあと数日で正月を迎えることとなります。皆さん、健康にもご留意いただきまして新年を迎えていただきたいと、このように思っておりますので、また、今年はいろいろと皆さん方にお世話になりました。ありがとうございました。

これをもって、平成26年12月愛荘町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時25分

上記会議の次第は事務局長 上林忠恭の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日 議 会 議 長

平成 年 月 日 議 会 議 員 1 1 番

平成 年 月 日 議 会 議 員 1 2 番